

神奈川県立瀬谷支援学校体育施設の利用について

1 ご利用可能施設

R8.9.1

利 用 施 設	グラウンド	体育館
種 目	サッカー テニール	ダンス、バレーボール(1面) バドミントン(2面)
貸出品	ラインカー グラウンドレーキ	バレーボール用ポール・ネット バドミントン用ポール・ネット
利用日	月・火・木・金 (体育館) 土・日・祝日 (グラウンド・体育館)	
利用時間	月・火・木・金 17:00～19:00 土・日・祝日 9:00～13:00 / 13:00～17:00	

※学校ホームページの月間行事予定表をご確認のうえ、施設利用の申込を行ってください。

※体育館で設備を利用する場合には、電気代実費相当額が必要になります。

照明設備 1回(2時間) 440円(延長1時間ごとに220円追加)

冷房設備 1時間 1,710円

暖房設備 1時間 2,580円

※施設利用中の飲食はご遠慮ください。(水分補給を除く)

※施設利用後はお忘れ物などないよう各自ご対応をお願いします。

※グラウンドは奥行が50m足らず、防球ネットが低いため、野球利用には適しません。

※体育館のバスケットボール利用はできません。

2 利用のしかた

(1) 利用できる方

学習・文化・スポーツ活動を目的とする県内在住・在勤又は在学の方。

なお、次のような場合は、(利用承認後であっても)利用をお断りいたします。

- ア 特定の政党や宗教団体の支持若しくは反対のための利用その他政治又は宗教に関する活動を目的とした利用
- イ 営利を目的とした利用
- ウ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある利用
- エ 申込内容に反する利用
- オ その他、施設の管理や学校教育活動に支障をきたすおそれのある利用

(2) 団体登録

団体登録手続きのため利用者登録名簿を提出してください。

登録は初めて施設利用するときのほか毎年度更新手続きが必要ですのでご注意ください。

(3) 申込方法

利用希望日の属する月の前月初日から20日までに、瀬谷支援学校指定の「施設利用申込書」に必要事項をご記入のうえ、FAX等により事務室にお申込ください。

なお、学校のHPに月間行事予定表が掲載されています。学校行事などで施設利用ができない場合がありますので確認のうえ、お申込ください。

(4) 利用の承認

ア 締切日(毎月20日)以降、他の利用団体と利用日を調整した後ご提出の「施設利用申込書」

に○(利用可)もしくは×(利用不可)の印をつけ、25日頃にFAXをお送りします。

郵送を希望する場合は、返信用の封筒(切手を貼付したもの)を申請時にご提出ください。

イ 承認された後、ご都合により利用を中止するときは、必ず学校事務室にご連絡ください。

・平日は、事務室まで《電話またはFAXで》お知らせください。(9:00~16:30)

・土・日・祝日は、《FAXのみ》になります。

なお、無断キャンセルされますと、その後2ヶ月の間、他の団体と利用日が重なった場合、他の団体を優先しますのでご注意ください。

ウ 承認後も学校運営、天候等やむを得ない事由により施設が利用できなくなることがありますので、予めご了承ください。

(5) 利用について

ア 共通事項

(ア) トイレ、駐車スペース、通路等は、「別紙」の指定されたところを使用してください。

(イ) 利用責任者は、学校から送られた○印のある「施設利用申込書」をご持参のうえ、ご利用の前に管理棟事務室受付までお越し下さい。

(ウ) 施設利用終了後、利用責任者は管理棟事務室受付にてご記入済の施設利用日誌をご提出ください。

イ 体育館

利用当日、管理棟事務室受付までお越しください。

ウ グラウンド

(ア) 利用当日に雨等によりグラウンドの状態が悪い時は利用しないでください。

(イ) サッカーゴールは移動しないでください。

(ウ) スパイクの使用は禁止とします。

3 守っていただきたいこと

学校施設は、県民共有の財産です。皆さんが気持ち良く利用できるよう、また、児童生徒の教育活動の妨げにならないよう、次のことを守ってご利用ください。

ア 県立学校は全面禁煙です。また、校門など学校周辺での喫煙も近隣の迷惑となりますので、ご遠慮ください。

イ 指定された利用施設以外の場所には立ち入らないでください。

ウ 施設利用終了後は、利用施設(トイレ、体育館渡り廊下も含む)の清掃・整備を行い、利用前の状態に戻してください。ゴミはお持ち帰りください。

エ 施設利用中の事故など、緊急時については各自ご対応をお願いします。

利用にあたっては事故がないよう責任を持って安全に努めてください。

オ 利用中は門扉を閉めてください。

カ 利用中に異常な状態に気付いたときには、速やかに警察等の関係機関に連絡してください。

キ 利用中に施設・設備・物品等を破損若しくは滅失したときは、速やかに学校事務室に連絡し、「施設・設備破損届」を必ず提出してください。

ク 利用者が施設・設備・物品等を故意又は過失により破損若しくは滅失したときは、原状に復するための経費について、弁償の責任を負っていただきます。

ケ 児童・生徒が利用する場合、利用責任者は学校施設への行き帰りに関しても複数での行動を呼びかけるとともに、集合・解散時刻をあらかじめ定めるなど、安全策を講じてください。

コ 許可された団体以外の利用はできません。他チームとの試合はできませんので注意ください。

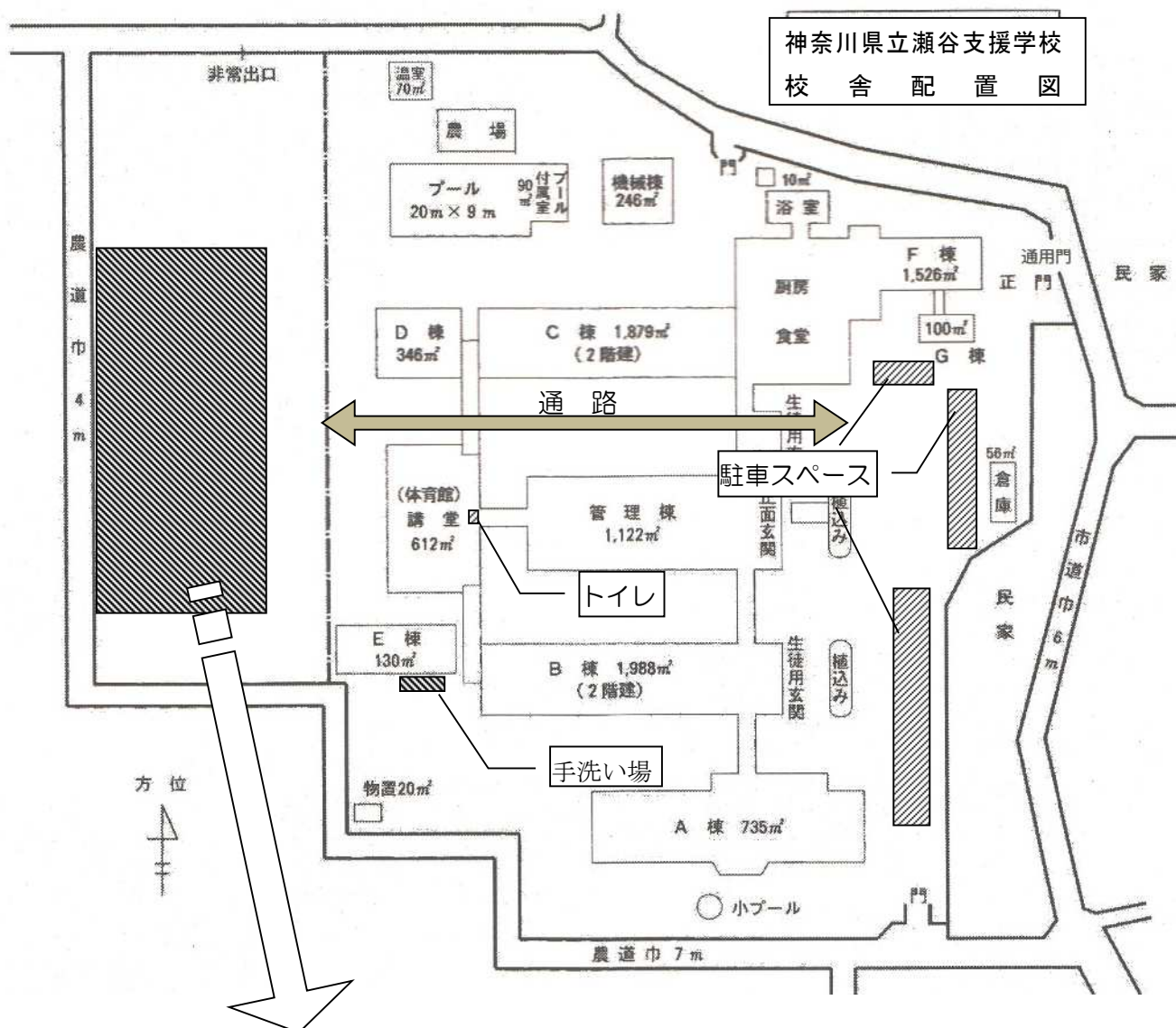
サ 保険の加入について、スポーツ安全保険等への積極的な加入をお願いします。

4 問合せ先

神奈川県立瀬谷支援学校 事務室

電話 045-302-1616(呼出 6)

FAX 045-304-2950



グラウンドレイキのかけ方

